

<議長への中間報告案>

議会に係る手続のオンライン化についての検討結果

- 手続きのオンライン化実現に向けて、まずは一般質問の通告について6月定例会から試行的に開始する。
- 具体的な運用として、通告書をメールで提出できることとする。
- 事務局に登録された議員のメールアドレスから送信されたことをもって本人確認とする。
- 提出された時は、市役所のメールサーバに受信した時点とする。
- 送信されているかどうかは、議員の責任において確認する。なお、事務局において受信が確認できたら、事務局からメールを返信する。
- 発言順位は、紙による提出分と合わせ、提出締切後に事務局において無作為に順番を割り振る。なお、次善の方法として、定例会前の全員協議会または議案説明会の機会に全員が抽選しておくことも考えられる。
- 軽微な修正を要する場合は、事務局と電話でやり取りの上、修正する。
- 会議規則等所要の改正については、施行の結果を勘案し、6月定例会で改正を行う。